

令和7年度（2025）入学
国際地域創造学部学生のための
教員免許状取得の手引



令和7年4月
琉球大学国際地域創造学部

目 次

I 国際地域創造学部において取得できる教育職員免許状の種類	1
◆「教員免許状取得の手引き」の利用について(注意事項等)	
II 教育職員免許状取得のための所要資格について	2
1. 基礎資格と最低修得単位数	2
(1) 別表第1(第5条関係)	
(2) 第66条の6に定める科目	
(3) 教職関係法令について	
(4) 「介護等体験」について	
III 国際地域創造学部教職課程共通履修進行モデル	3
IV リフレクション・デーについて	4
V 教育の基礎的理解に関する科目等	5
VI 「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の修得方法	6
1. 大学において修得することを必要とする「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数	6
2. 大学が独自に設定する科目について	6
VII 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等(プログラム別・教科別)	7
1. 経済学プログラム(昼間主コース)・(中学校教諭一種免許状)	
社 会 教科に関する専門的事項	7
教科の指導法、大学が独自に設定する科目	8
2. 国際言語文化プログラム(昼間主コース)・(中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)	
英 語 教科に関する専門的事項	9
教科の指導法、大学が独自に設定する科目	10
3. 国際言語文化プログラム(夜間主コース)・(中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)	
英 語 教科に関する専門的事項	11
教科の指導法、大学が独自に設定する科目	12
4. 地域文化科学プログラム(中学校教諭一種免許状)	
社 会 教科に関する専門的事項	13
教科の指導法、大学が独自に設定する科目	14
5. 地域文化科学プログラム(高等学校教諭一種免許状)	
地理歴史 教科に関する専門的事項	15
教科の指導法、大学が独自に設定する科目	16
VIII 教育実習について	17
1. 教育実習の登録条件について(4年次実習)	17
2. 教育実習の履修等について	18
IX 教職実践演習について	18
X 教育職員免許状大学一括申請について	18
XI 麻疹ワクチン接種歴・罹患歴の確認記録について	19

I 国際地域創造学部において取得できる教育職員免許状の種類

プログラム等	教育職員免許状の種類	免許教科
経済学プログラム 昼間主コース	中学校教諭一種免許状	社 会
国際言語文化プログラム 昼間主コース	中学校教諭一種免許状	英 語
	高等学校教諭一種免許状	英 語
夜間主コース	中学校教諭一種免許状	英 語
	高等学校教諭一種免許状	英 語
地域文化科学プログラム	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史

◆「教員免許状取得の手引き」の利用について(注意事項等)

- (1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等」は、教員免許取得上の最低修得科目及び単位を掲載している。
 - (2) 教員免許取得に必要な履修科目・単位数と、卒業に必要な履修科目・単位数については必ずしも一致しない。
そのため、卒業に必要な履修科目・単位数については、必ず学生便覧で確認すること。
 - (3) 教員免許取得の科目は大きく分けて
 - ① 教員免許法施行規則第66条の6に関する科目
 - ② 教科及び教科の指導法に関する科目
 - ③ 教育の基礎的理解に関する科目等
 - ④ 大学が独自に設定する科目
 に分けられ、それぞれで必要な科目・単位を修得する必要がある。
 - (4) 教員免許取得に当たっては、1年次からの計画的履修が望まれる。
 - (5) 教職関係科目は、科目番号が「全教〇〇〇」(教育学部以外の他学部用)と「教職〇〇〇」(教育学部用)に分かれて開設され免許課程が異なる。
国際地域創造学部の学生は(他学部用)の「全教〇〇〇」の科目番号を履修すること。
- ※ 同じ科目名でも、誤った科目番号の科目を履修した場合、教員免許の科目として扱えないことがあるので、履修においては、登録する科目の科目番号にも注意すること。

II 教育職員免許状取得のための所要資格について

1.基礎資格と最低修得単位数

教員免許状を取得するためには、教育職員免許法(第5条別表第1)に定める免許状の種類に応じて所定の単位を修得するとともに、教育職員免許法施行規則「第66条の6に定める科目」を修得しなければならない。

また、中学校教諭の免許状を取得するためには、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に定める介護等の体験(介護等体験)を行わなければならない。

なお、基礎資格と最低修得単位数は次の表のとおりです。

(1) 別表第1(第5条関係)

免許状の種類	基礎資格	教科及び教職に関する科目(最低修得単位数)				
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目
			教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	10	11	7	4
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	24	10	9	5	12

(2) 第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の授業科目		備 考
科 目	単位	授業科目	単位	
日本国憲法	2	○ 憲法概論	2	これら2科目より1科目選択必修
体 育	2	健康・スポーツ科学 運動・スポーツ科学演習	2 2	
外国語コミュニケーション	2	○ 大学英語	4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○ 情報科学演習	2	

注:○は免許状の必修科目

(3) 教職関係法令について

令和7年度学生便覧の参考法規(抜粋)〈一覧〉を参照すること。

(4) 「介護等体験」について

介護等体験は、中学校教諭の普通免許状の取得を希望する学生が対象で、体験期間として社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の計7日間で行う。

㊦ 原則として3年次対象に行う。

㊧ 「介護等体験」の申請は、実施年度の4月上旬に行うオリエンテーションの参加者のみ受け付ける。

㊨ 本学部が指定する事前・事後指導会等に必ず参加すること。不参加の場合、体験は認めない。

㊩ オリエンテーション、体験期間、事前・事後指導の日程等については、文系総合研究棟1階学部事務室前に設置された「教職掲示板」で通知する。

Ⅲ 国際地域創造学部教職課程共通履修進行モデル

区 分	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
教科に関する科目	該当するVI教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等（プログラム別・教科別）を参照すること。							
各教科の指導法			該当するVI教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等（プログラム別・教科別）を参照すること。					
教育の基礎的理解に関する科目	教職入門							
			教育原理					
			教育社会学A 教育社会学B	}	いずれか1科目選択必修			
			教育心理学					
					特別の支援を必要とする 多様な子どもへの理解と 支援			
	※(1)		教育課程					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			道徳教育の理論と実践					
					総合的な学習の時間			
					特別活動論			
			教育方法					
			教育におけるICT活用					
			生徒指導論(進路指導を含む)					
※(1)			学校カウンセリング 教育相談 いずれか1科目選択必修					
教育実践に関する科目						学校教育実践指導Ⅰ		
							学校教育実践指導Ⅱ	
							中学校教育実習 高等学校教育実習	
								教職実践演習(中高)
介護等の体験(中学のみ必修)					2ページ参照			
リフレクション・デー(必修)4ページ参照		第Ⅰ期リフレクション・デー				第Ⅱ期リフレクション・デー		

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は希望者が多いため、必ずしも希望する年次で登録ができない場合がある。
- (2) 科目によっては、下記のとおり的前提科目の履修が必要な場合もあるので科目ごとにシラバスを確認すること。
- ① 「教職入門」は、「教育原理」の前提科目
 - ② 「教育心理学」は、「学校カウンセリング」または「教育相談」の前提科目
 - ③ 「学校教育実践指導Ⅰ」は、「学校教育実践指導Ⅱ」の前提科目
- (3) 国際地域創造学部が提供している夜間主コース用の教職に関する科目は、同学部夜間主の学生が優先的に登録できる。
- (4) 教職実践演習は取得予定の教科に対応したクラスに登録する。

IV リフレクション・デーについて

本学では、理論と実践を結び付けた教職に関する学びを支援し、実践力の高い教員を養成するために、「リフレクション・デー」を設けます。「リフレクション・デー」とは、教員免許状の取得を希望する学生が必ず履修するセミナーであり、学生各自が作成した教職カルテ等を学びの履歴として用いて授業や様々な活動を通して、学んだ知識や技能などの振り返り(省察)を行います。

1. 対象

教職課程の履修を希望する全ての学生(当面は教育学部生を除く)

2. 実施時期等

(1)実施時期と対象

リフレクション・デーの実施時期は次の2期です。

第Ⅰ期:教職課程の履修を始めた年度(又は履修を始める前年度)の年度末
(主な対象を1年次又は2年次と想定)

第Ⅱ期:教育実習の前年度の年度末
(主な対象を3年次と想定)

(2)実施日

後学期期末試験終了後から2週間程度の間の1日を予定しています。
また、第Ⅰ期と第Ⅱ期は同日開催とします。

(3)実施時間

- ①第Ⅰ期は開催日の午前11時から午後12時30分まで
- ②第Ⅱ期は開催日の午前9時から10時まで

◆実施日は、実施年度の学年暦で確認してください。

第Ⅰ期／第Ⅱ期いずれの場合も、受講に当たっては、受講希望手続きが必要です。

手続きを行っていない学生は、受講することはできません。

手続き時期:9月末～10月末

教務情報システムの「お知らせ」や文系総合研究棟1階学部事務室前の「教職掲示板」等でお知らせします。

3. リフレクション・デーの位置づけ

- (1)第Ⅰ期に参加していなければ、第Ⅱ期に参加することはできません。第Ⅰ期と第Ⅱ期同時に(同一年度に)参加することはできません。
- (2)第Ⅱ期に参加していなければ、翌年の「学校教育実践指導Ⅱ」の履修を認めません。
- (3)やむを得ない事情により当日参加できないなどの事案が発生した場合は、学部の教員養成運営委員長に連絡し指示を仰ぐこと。

4. 内容

- *年度によって内容構成は変わりますが、主には外部講師による実践講話や、学生同士の教職課程における学習活動計画のシェアのほか、教職に向けたモチベーションの向上に資する諸取り組みがなされます。
- *詳細は、教職係からの教務システムによる通知を必ず確認すること。

リフレクション・デーに参加しないと教育実習に行けません。

V 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の授業科目		必修選択の別		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位	中一	高一	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	必修	必修	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	必修	必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学A	2	選・必	選・必	これら2科目より 1科目選択必修
			教育社会学B	2	選・必	選・必	
			教育の社会史	2	選択	選択	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修	必修	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1	必修	必修	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程	1	必修	必修	
道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中11 高9	道徳教育の理論と実践	2	必修		中免のみ
	(中免)総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間	1	必修	必修	
	(高免)総合的な探究の時間の指導法						
	特別活動の指導法		特別活動論	2	必修	必修	
	教育の方法及び技術		教育方法	1	必修	必修	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育におけるICT活用	1	必修	必修	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論(進路指導を含む。)	2	必修	必修	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		学校カウンセリング 教育相談	2 2	選・必 選・必	選・必 選・必	これら2科目より 1科目選択必修
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	学校教育実践指導Ⅰ	1	選択	選択	※学校教育実践指導Ⅰは学校教育実践指導Ⅱの前提科目になるので必ず修得すること。
	学校教育実践指導Ⅱ		1	必修	必修		
	中学校教育実習		4	必修			
	高等学校教育実習		2		必修		
	学校体験活動						本学では履修の必要はありません。
	教職実践演習	2	教職実践演習(中高) 教職実践演習(高)	2 2	必修 必修		

【備 考】

- 「学校教育実践指導Ⅰ」が「中学校教育実習」及び「高等学校教育実習」の前提科目であるため、教育実習については免許法上の最低修得単位数の中学5単位、高校3単位よりも1単位多く履修することになる。
- 中高両方の免許を取得する場合、「中学校教育実習」の履修をもって両方の教育実習にあてることができる。

Ⅵ「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の修得方法

1. 大学において修得することを必要とする「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数

免許 教科	教育職員免許法施行規則に定める 各科目に含めることが必要な事項	免 許 法 最低修得単位数(必修)	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
社 会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	各科目1単位以上 計20単位以上	
地 理 歴 史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌		各科目1単位以上 計20単位以上
英 語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解	各科目1単位以上 計20単位以上	各科目1単位以上 計20単位以上
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		中学校 8単位	高等学校 4単位

※ 上記は、免許法上の最低修得単位を示したもので、提供する科目の内容によって最低修得単位数以上の単位の修得を要する場合がありますので、Ⅶの◆**教科に関する専門的事項**の記載を必ず確認すること。

2. 大学が独自に設定する科目について

該当するⅦプログラム別・教科別の◆**大学が独自に設定する科目**を参照すること。

VII 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等(プログラム別・教科別)

1. 経済学プログラム(昼間主コース)

社 会 (中学校教諭一種免許状)

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校)

◎の必修科目及び○の選択必修科目を修得し、それらも含めて表1、表2より20単位以上修得すること。

又、最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項 (必ず修得すべき科目)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
日本史・外国史	◎日本史概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎世界史概論(東洋史)	2	
	◎世界史概論(西洋史)	2	
地理学(地誌を含む。)	◎人文地理学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎自然地理学概論	2	
	◎地誌学概論	2	
「法学、政治学」	○法学概論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○政治・国際関係学概論 ※	2	
「社会学、経済学」	◎経済学概論	2	◎の必修科目を修得すること
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学原論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○倫理学原論 ※	2	

表2 教科に関する専門的事項 (表1 記載以外の科目)

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
日本史・外国史		
歴史総合	考古学研究Ⅰ(地域別課題)	世界史研究Ⅳ(東洋史)
考古学Ⅰ	考古学研究Ⅱ(地域別課題)	世界史研究Ⅴ(西洋史)
考古学Ⅱ	考古学研究Ⅲ(時間別課題)	世界史研究Ⅵ(東洋史または西洋史)
日本史研究Ⅰ	考古学研究Ⅳ(時間別課題)	日本経済史
日本史研究Ⅱ	世界史研究Ⅰ(東洋史)	西洋経済史
日本史研究Ⅲ	世界史研究Ⅱ(西洋史)	
日本史研究Ⅳ	世界史研究Ⅲ(東洋史または西洋史)	
地理学(地誌を含む。)		
地理総合	文化地理学	島嶼地理学
経済地理学	地形学	
「社会学、経済学」		
ミクロ経済学(基礎)	公共経済学	国際経済学
ミクロ経済学(応用)	ゲーム理論	環境経済学
マクロ経済学(基礎)	財政学	労働経済学
マクロ経済学(応用)	金融論	開発経済学

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎社会科教育法B(地理歴史系)	2	
	◎社会科教育法C	2	
	◎社会科教育法D	2	

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

2. 国際言語文化プログラム(昼間主コース)

英 語 （中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状）

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校・高等学校)

表1から◎の必修科目を22単位を修得すること。又、表1、表2から最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項（必ず修得すべき科目）

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
英語学	◎英文法演習	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語研究Ⅰ	2	
	◎英語研究Ⅱ	2	
	◎英語研究Ⅲ	2	
英語文学	◎英米文化概論Ⅰ	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英米文化概論Ⅱ	2	
	◎英米文化概論Ⅲ	2	
英語コミュニケーション	◎オーラルコミュニケーション	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎ライティング	2	
	◎リーディング	2	
異文化理解	◎異文化理解	2	◎の必修科目を修得すること

表2 教科に関する専門的事項（表1 記載以外の科目）

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
英語学		
英語学習論Ⅰ	英語の意味解釈	英語の文構造
英語学習論Ⅱ	英語の音声構造	日英語比較研究
英語文学		
英米文化研究Ⅰ	英米文化研究Ⅲ	英米文化研究Ⅴ
英米文化研究Ⅱ	英米文化研究Ⅳ	
英語コミュニケーション		
メディアの英語	英語スピーチ	英語ディベート
アカデミックプレゼンテーション		
異文化理解		
英語の異文化間コミュニケーション	英語コミュニケーションの多様性	コミュニケーションと文化

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	◎英語科教育法C	2	
	◎英語科教育法D	2	

◆教科の指導法(高等学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	英語科教育法C	2	選択科目
	英語科教育法D	2	選択科目

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

◆大学が独自に設定する科目(高等学校)

「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**12単位**以上を修得すること。

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と実践	2	選択科目

3. 国際言語文化プログラム(夜間主コース)

英 語 （中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状）

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校・高等学校)

表1から◎の必修科目を22単位を修得すること。又、表1、表2から最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項（必ず修得すべき科目）

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
英語学	◎英文法演習	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語研究Ⅰ	2	
	◎英語研究Ⅱ	2	
	◎英語研究Ⅲ	2	
英語文学	◎英米文化概論Ⅰ	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英米文化概論Ⅱ	2	
	◎英米文化概論Ⅲ	2	
英語コミュニケーション	◎オーラルコミュニケーションⅠ	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎ライティングⅠ	2	
	◎リーディングⅠ	2	
異文化理解	◎異文化理解	2	◎の必修科目を修得すること

表2 教科に関する専門的事項（表1 記載以外の科目）

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
英語学		
英語学習論Ⅰ	英語の音声構造	英語の文構造
英語学習論Ⅱ		
英語文学		
英米文化研究Ⅰ	英米文化研究Ⅲ	英米文化研究Ⅴ
英米文化研究Ⅱ	英米文化研究Ⅳ	
英語コミュニケーション		
メディアの英語	オーラルコミュニケーションⅡ	実用英語演習Ⅰ
アカデミックプレゼンテーションⅠ	ライティングⅡ	実用英語演習Ⅱ
アカデミックプレゼンテーションⅡ	リーディングⅡ	上級英語演習
異文化理解		
英語コミュニケーションの多様性		

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	◎英語科教育法C	2	
	◎英語科教育法D	2	

◆教科の指導法(高等学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	英語科教育法C	2	選択科目
	英語科教育法D	2	選択科目

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

◆大学が独自に設定する科目(高等学校)

「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」より、併せて**12単位**以上を修得すること。

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と実践	2	選択科目

4. 地域文化科学プログラム

社 会（中学校教諭一種免許状）

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校)

◎の必修科目及び○の選択必修科目を修得し、それらも含めて表1、表2より20単位以上修得すること。又、最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項（必ず修得すべき科目）

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
日本史・外国史	◎日本史概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎世界史概論（東洋史）	2	
	◎世界史概論（西洋史）	2	
地理学（地誌を含む。）	◎人文地理学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎自然地理学概論	2	
	◎地誌学概論	2	
「法学、政治学」	○法学概論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○政治・国際関係学概論 ※	2	
「社会学、経済学」	◎経済学概論	2	◎の必修科目を修得すること
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学原論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○倫理学原論 ※	2	

表2 教科に関する専門的事項（表1 記載以外の科目）

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
日本史・外国史		
歴史総合	考古学研究Ⅰ（地域別課題）	世界史研究Ⅳ（東洋史）
考古学Ⅰ	考古学研究Ⅱ（地域別課題）	世界史研究Ⅴ（西洋史）
考古学Ⅱ	考古学研究Ⅲ（時間別課題）	世界史研究Ⅵ（東洋史または西洋史）
日本史研究Ⅰ	考古学研究Ⅳ（時間別課題）	日本経済史
日本史研究Ⅱ	世界史研究Ⅰ（東洋史）	西洋経済史
日本史研究Ⅲ	世界史研究Ⅱ（西洋史）	
日本史研究Ⅳ	世界史研究Ⅲ（東洋史または西洋史）	
地理学（地誌を含む。）		
地理総合	文化地理学	島嶼地理学
経済地理学	地形学	
「社会学、経済学」		
ミクロ経済学（基礎）	公共経済学	国際経済学
ミクロ経済学（応用）	ゲーム理論	環境経済学
マクロ経済学（基礎）	財政学	労働経済学
マクロ経済学（応用）	金融論	開発経済学

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎社会科教育法B(地理歴史系)	2	
	◎社会科教育法C	2	
	◎社会科教育法D	2	

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

5. 地域文化科学プログラム

地理歴史（高等学校教諭一種免許状）

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(高等学校)

◎の必修科目を修得した上で、表1、表2より20単位以上修得すること。又、最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項（必ず修得すべき科目）

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
日本史	◎日本史概論	2	◎の必修科目を修得すること
外国史	◎世界史概論(東洋史)	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎世界史概論(西洋史)	2	
人文地理学・自然地理学	◎人文地理学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎自然地理学概論	2	
地誌	◎地誌学概論	2	◎の必修科目を修得すること

表2 教科に関する専門的事項（表1 記載以外の科目）

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
日本史		
考古学Ⅰ	日本史研究Ⅲ	考古学研究Ⅲ(時間別課題)
考古学Ⅱ	日本史研究Ⅳ	考古学研究Ⅳ(時間別課題)
日本史研究Ⅰ	考古学研究Ⅰ(地域別課題)	日本経済史
日本史研究Ⅱ	考古学研究Ⅱ(地域別課題)	
外国史		
世界史研究Ⅰ(東洋史)	世界史研究Ⅳ(東洋史)	西洋経済史
世界史研究Ⅱ(西洋史)	世界史研究Ⅴ(西洋史)	
世界史研究Ⅲ(東洋史または西洋史)	世界史研究Ⅵ(東洋史または西洋史)	
人文地理学・自然地理学		
経済地理学	文化地理学	地形学
地誌		
島嶼地理学		

◆教科の指導法(高等学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎社会科教育法B(地理歴史系)	2	

◆大学が独自に設定する科目(高等学校)

「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**12単位**以上を修得すること。

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と実践	2	選択科目
	歴史総合	2	選択科目
	地理総合	2	選択科目

※ 中学校教諭免許状「社会」と高等学校教諭免許状「地理歴史」の両方を取得予定の学生が、「地理歴史」の申請に使用できる教科教育法は、「社会科教育法A」と「社会科教育法B(地理歴史系)」です。残りの社会科教育法CとDは、「大学が独自に設定する科目」の単位としても充てることはできません。

VIII 教育実習について

1.教育実習の登録条件について(4年次実習)

登録条件として、教育実習登録時に以下の(1)～(3)の条件を満たすことが必要となります。

条件(1) 以下の科目を履修済みであること。(高免は⑫を除く)

- ①「教職入門」
- ②「教育原理」
- ③「教育心理学」
- ④「教育におけるICT活用」
- ⑤「教育相談or学校カウンセリング」
- ⑥「教育課程」
- ⑦「教育方法」
- ⑨「生徒指導論」(進路指導を含む)
- ⑫「道徳教育の理論と実践」
- ⑬「各教科の指導法」から4単位以上(ただし、高免の場合は4単位のうち2単位までは同時履修可とする。)
- ⑭「教科に関する専門的事項」に係る科目に関しては、必修単位の4分の3以上
- ⑮「学校教育実践指導Ⅰ」

条件(2) 以下の科目を履修済み又は同時履修中であること。

- ⑧「教育社会学AorB」
- ⑩「特別活動論」
- ⑪「特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援」

条件(3) 以下の科目を同時履修すること。

- ⑯「学校教育実践指導Ⅱ」

科目名	受講年次	条件(1) 履修済み	条件(2) 履修済み又は同時履修	条件(3) 同時履修
① 教職入門	1年前期～1年後期	○		
② 教育原理	1年後期～2年前期	○		
③ 教育心理学	2年前期～2年後期	○		
④ 教育におけるICT活用	1年後期～2年前期	○		
⑤ 教育相談or学校カウンセリング	2年前期～2年後期	○		
⑥ 教育課程	2年前期～3年後期	○		
⑦ 教育方法	2年前期～3年後期	○		
⑧ 教育社会学AorB	2年前期～3年後期	○	○	
⑨ 生徒指導論(進路指導を含む)	2年前期～3年後期	○		
⑩ 特別活動論	3年前期～3年後期	○	○	
⑪ 特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	3年前期～3年後期	○	○	
⑫ 道徳教育の理論と実践	2年前期～3年後期	○ ※中免のみ		
⑬ 各教科の指導法	2年前期～3年後期	○	4単位以上 (※高免については、4単位のうち2単位までは同時履修可とする。)	
⑭ 教科に関する専門的事項に係る科目		○	必修単位の4分の3以上	
⑮ 学校教育実践指導Ⅰ	3年後期	○		
⑯ 学校教育実践指導Ⅱ	4年前期	○		○

必修の科目で登録条件となっていない科目

科目名	受講年次
総合的な学習の時間	3年前期～

2.教育実習の履修等について

学校種	教 育 実 習 の 履 修 順 位	
	3年次	4年次
中学校	学校教育実践指導Ⅰ	学校教育実践指導Ⅱと中学校教育実習
高等学校	学校教育実践指導Ⅰ	学校教育実践指導Ⅱと高等学校教育実習

- (1) 教育実習の仮登録は、前年度の6月頃に行う。
- (2) 「学校教育実践指導Ⅰ」は、「学校教育実践指導Ⅱ」の前提科目になるので必ず履修すること。
- (3) 教育実習は、免許状の学校種の実習を修得すること(修得方法については、時間割で指示する)。
- (4) 中免と高免の両方を取得希望する者は、「中学校教育実習」を修得すること。
- (5) 教育実習期間は、中免は3週間、高免は2週間行う。
- (6) 教育実習費は本人負担とする。

IX 教職実践演習について

1つ以上の教員免許状について教育職員免許法上の免許取得要件となる科目群を修得済みで、かつ教職カルテを準備してある学生に対して、教職実践演習の所定のクラスに登録を認める。

(「教職実践演習の実施に関するガイドライン」 琉球大学教員養成運営委員会 制定)

- (1) 教職実践演習は、4年次後期に「教職実践演習(中高)または(高)」を履修すること。
- (2) 教職実践演習は、取得予定の教科に対応したクラスに登録すること。
- (3) 教職実践演習の履修を希望する者は、次の条件を満たすこと。

条件① 4年前期終了時まで、教職実践演習を除く他の免許必須科目を履修済みであること。

条件② 1年前期から4年前期までの教職カルテ(授業リフレクションシート及び自己成長評価シート)を完備しておくこと。

X 教育職員免許状大学一括申請について

教育職員免許状の取得を希望し、免許に必要な科目を全て修得して卒業する予定の者は、大学一括申請により沖縄県教育庁へ教育職員免許状を申請することができる。

一括申請によらない場合は、卒業後各自で直接都道府県の担当窓口で個人申請をすることができる。

一括申請の大学受付については、11月に通知するので注意すること。

XI 麻疹ワクチン接種歴・罹患歴等の確認記録について

教員免許状の取得を希望する学生は、『麻疹ワクチン接種歴・罹患歴等の確認記録』へ自身の麻疹に対する免疫状態等を記入し、大学事務担当者のチェック後、全ての実習が終了するまで自身で保管していただきます。

事務担当者のチェックを受ける時期については、介護等体験及び教育実習に関する通知の際に併せて通知します。

記入例		麻疹ワクチン接種歴・罹患歴等の確認記録	
		確認日:西暦 2022 年(R 4 年) 6 月 1 日	
所属学部名	国際地域創造学部	生年月日 (西暦・和暦)	西暦 1992 年(S H 4 年) 6 月 8 日
所属学科名等	国際地域創造学科	確認者(学生本人)氏名	(カナ) リュウダイ タロウ
学籍番号	191234J		(漢字等) 琉大 太郎
私は、麻疹ワクチン接種歴・罹患歴等について、 <u>母子手帳や医師による証明内容等に基づき</u> 、確認した結果を、下記のとおり、記録します。			
☐ 麻疹ワクチン接種歴 2 回 ※接種歴が(1歳以上で)2回以上ある場合のみ。また、接種歴(2回)の内訳を、必ず母子手帳等の記録に基づき、下段へ記入すること。			
接種歴 内訳→	1回目	接種年月日(西暦・和暦) 西暦993年(S H R 5 年)7 月 6 日	いずれかに☑ ☒ 単独ワクチン ☐ MRワクチン ☐ MMRワクチン
	2回目	接種年月日(西暦・和暦) 西暦2011年(S H R 23 年)3 月30 日	いずれかに☑ ☐ 単独ワクチン ☒ MRワクチン ☐ MMRワクチン
☐ 麻疹罹患歴 ※罹患歴がある場合のみ。なお、罹患歴は、必ず麻疹罹患証明書又は母子手帳(医師による麻疹罹患記載箇所)の記録に基づき、下段へ記入すること。			
罹患歴→	西暦 年(S・H・R 年) 月 日	又は	歳 ヶ月
----- 上記のいずれにもチェック☑が当てはまらない場合は下記へ ----- ※接種歴が1回以下の者、罹患歴なしの者。また、接種歴、罹患歴を母子手帳や証明書などの記録から確認することができない者。(記録が残っていない場合は、接種歴や罹患歴はないものとみなしてください)			
☐ 麻疹抗体価検査を受検(西暦 年(R 年) 月 日)し、検査結果が陽性であった。			
☐ 麻疹抗体価検査を受検(西暦 年(R 年) 月 日)し、検査結果が陰性、弱陽性であったため、ワクチンを接種(西暦 年(R 年) 月 日)した。			
※本確認記録は、必ず実習・体験前までに大学事務担当者のチェックを受けた後、自身で管理してください。			
----- 大学事務担当者記入欄(学生は記入しないこと) -----			
チェック欄		メモ欄	
☑ (R4.6.8 学籍係 山田)			
●記入上の注意事項 ・黒のボールペン使用し、太枠内の該当するいずれかの項目に☑(内訳等を記入する必要がある場合は、その欄も記入)してください。			
●留意事項 ・ワクチン接種歴及び罹患歴の確認、記入に当たっては、自身の記憶ではなく、必ず記録に基づき確認し、その記録から転記してください。 (記録の根拠とした母子手帳の写しなどを、本確認記録へ添付する必要ありません。ただし、麻疹の発症や疑われるような状況などが発生した場合で、緊急に確認を要する場合には、大学や実習・体験先から、別途、母子手帳の写し等の書類提出を求められることがあります。) ・本確認記録は、麻疹に対する抗体を保有している、あるいは感染の可能性がないことを証明(保証)するものではありません。 日頃から心身の健康状態の把握と健康管理に努めてください。 ・抗体価検査を受検する場合で、その検査結果が陰性、弱陽性の場合は、接種医などと相談した上で、ワクチン接種することを推奨します。医師から、体質等によりワクチン接種しても抗体が付きにくい、または、接種不適当者に当たると判断された場合などは、必ず実習・体験前に、大学事務担当者へ相談してください。			
●本確認記録の取り扱いについて ・本確認記録は、必ず実習・体験前までに大学事務担当者のチェックを受けた後、自身で管理してください。 ・本確認記録から業務上知り得た情報について、大学は、原則として第三者等に漏らしません。ただし、麻疹の発症や疑われるような状況が発生するなど、感染について緊急に確認を要する場合、法令に基づく場合、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な時は、例外的に第三者に情報を提供することがあります。			
大学事務担当者(チェック依頼先): 国際地域創造学部学務係			